

## 地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）に対する代表質問要旨

令和3年4月21日  
立憲民主・社民 小西洋之

1. 昨春に欧米系統のウイルスによる緊急事態宣言を引き起こし、昨年からは変異株を入国・まん延させ、累次の累次の緊急事態宣言を発令した政府の水際対策の責任について（累計患者数がRCEP加盟15カ国で何番目の数であるかを示しつつ）（外務大臣）
2. 対中国を巡る日米首脳会談の日米の経済連携等の方針・方策とRCEPによる中国との経済連携の関係、自由で開かれたインド太平洋とRCEPとの関係、更には、RCEPによる地域における対中国の自由貿易等の進展が米国の対中政策に与え得る影響について（外務大臣）
3. 日米首脳声明及び本協定を踏まえつつ、米中対立の中で日本はサプライチェーンの継続のためどのような取組を行うのか、本協定の電子商取引や知的財産分野の中国の規定遵守の確保について（経済産業大臣）
4. 本協定交渉が長期間に及んだ理由及び合意に至るまで特に時間がかかった分野について（外務大臣）
5. インドのRCEP復帰に向け、インドが交渉においてどのような主張をし、それに対して日本政府はどのように認識しているのか、また、今後インドをどのように本協定に取り込んでいくのかについて（外務大臣）
6. ミャンマー情勢について、日米首脳共同声明を踏まえた民間人に対する暴力の即時停止、民主制な政治体制の回復、拘束されている邦人のジャーナリストの開放も含めた具体策について（外務大臣）
7. 国民が本協定の効果を実感できる時期、工業製品等と農産品全体を通して見た時に、日本の一次産業が厳しい競争に直面する事実は想定されないかについて（外務大臣）
8. 本協定の拡中に係る国有企業、環境、労働についてのルール形成の方針について（外務大臣）
9. TPP11拡大の際の市場アクセス・ルール面でのレベル確保について

(外務大臣)

10. 日米貿易協定で米国がセーフガードの発動水準を一層高くする要求をしてきた場合どのように対応するのかについて (農林水産大臣)
11. 日米貿易協定における自動車・自動車部品に対する追加関税及び数量規制の発動回避の首脳・閣僚間の約束の確保の実行等について (外務大臣)
12. アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P) に向けた具体的取組等、及びその米中の新時代への改善の影響について (外務大臣)

以上

## 地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）に対する代表質問

令和3年4月21日  
立憲民主・社民 小西洋之

私は、立憲民主・社民を代表して、地域的な包括的経済連携協定、RCEP協定の締結について承認を求めるの件について、茂木外務大臣を始め、関係大臣に質問いたします。

財務省が19日に公表した2020年の貿易統計によれば、世界規模のコロナ禍の中で、我が国は輸出が8.4%減、輸入が11.6%減と輸出入額ともにリーマンショック後の最大下げ幅となったとされています。

この間、各国がコロナ対策に全力を挙げる中で、我が国は、昨春には3月24日まで掛かった東京五輪延期決定等のため欧米からの入国の全面禁止が3月27日と遅れ、その結果、武漢系統のウイルスは撲滅したにも関わらず、欧米系統のウイルスによる緊急事態宣言を引き起こしました。また、昨年からは、絶対に阻止しなければならないはずの変異株を入国・まん延させ、それを中心とする第四波、緊急事態宣言の発令の危機に直面しています。この間の政府の水際対策は、本協定加盟国に見られる実績に比しても明らかな失敗・失政であり、それによる累次の緊急事態宣言は人災と言うべき惨禍ではないのでしょうか。我が国の新型コロナウイルス感染症の累計患者数がRCEP加盟15カ国で何番目の数であることを示しつつ、これら水際対策の責任について外務大臣の見解を求めます。

本協定と先般の日米首脳会談の結果について質問します。日米首脳会談では通商、先端技術などの分野での日米協力が議論され、日米共同声明の文言からは、ルールに基づく国際秩序に反する中国の行動への対処が基底となっていることが認められます。共同声明には「日米両国は志を同じくするパートナーと連携しつつ、インド太平洋地域における繁栄を達成し、経済秩序を維持することに対するコミットメントを再確認する」こと等が明記されています。

一方、RCEPは日本と中国の初めてのEPAであり、それにASEAN構成国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15カ国、GDP総計25.8兆ドル、全世界の29%の規模を擁します。そして、この中で、中国は日本にとって輸出・輸入が共に全体の二割前後を占める最大の貿易相手国です。

日米首脳会談で確認された対中国を念頭においた日米の経済連携等の方針・方策と、RCEPによる中国との経済連携の関係について茂木外務大臣に答弁を求めます。また、併せて、日米で確認する自由で開かれたインド太平洋とこのRCEPとの関係、更には、RCEPによる地域における対中国の自由貿易等の進展が米国の対中政策に与え得る影響について外務大臣の見解を求めます。

また、中国との関係は、協定の個別の内容においても重要な問題を有しています。米中対立が激化し、またコロナ禍でサプライチェーンが分断される中、米国のバイデン政権は脱中国を目指し、半導体、大容量電池、医薬品、レアアースなどの重要鉱物についてサプライチェーンの問題と対応を検討することを表明しています。日米首脳声明においても、「日米両国は、両国の安全及び繁栄に不可欠な重要技術を育成・保護しつつ、半導体を含む機微なサプライチェーンについても連携する」ことが述べられています。しかし、日本の製造業、特に自動車部品等は、中国を経由したサプライチェーンが組まれているものが多く、政府もサプライチェーンの効率化をRCEPの意義として強調しています。米中対立の中で、日本はサプライチェーンの継続のためどのような取組を行うのか、梶山経済産業大臣の答弁を求めます。

また、本協定は、電子商取引や知的財産分野については、中国と初めて合意するに至ったものであり、これらの分野につき、中国との間で国際ルールに則った枠組みを構築した本協定の意義は大きいと考えます。他方、中国は2018年に電子商取引法を、2019年に改正商標法を制定するなど、国内法の整備を進めているとされる一方で、中国へのデータ流出、中国による知的財産の侵害については未だに懸念が残ります。これらの分野の運用に当たっては、中国が本協定の規定を独自に解釈することのないようにすべきと考えますが、具体的にどのように実効性を高めていくのか、梶山経済産業大臣に伺います。

次に、本協定の成立経緯について伺います。

そもそも本協定の締結交渉は、2012年に当時の民主党・野田総理の党内議論を基点に進められてきたものであります。同じ年の同じ月に交渉立上げ宣言が発出されて以降、いくつもの閣僚会合や首脳会合を経て、2020年11月の署名に至りました。交渉立上げ宣言から合意までに実に8年かかっていますが、交渉が長期間に及んだ理由及び合意に至るまで特に時間がかかった分野を茂木外務大臣に伺います。

次に、本協定からのインドの離脱について伺います。インドは交渉開始時から交渉に参加していながら、2019年のRCEP首脳会議における離脱表明以降交渉に参加せず、本協定の署名国とはなりません。本協定にはインドについて協定発効日からの加入が可能な旨規定されていますが、インドが実際に本協定に加入するかは未知数です。インドは中国との貿易赤字の拡大等に不満を持っていたようであり、本協定が署名された後、太陽光発電・携帯電話関連部品の関税を引き上げるなど、本協定の目指す方向とは真逆の方針を貫いています。政府はインドのRCEP復帰に向けて、主導的役割を果たしていく考えであるとのことですが、インドが交渉においてどのような主張をし、それに対して日本政府はどのように認識

しているのか、また、今後インドをどのように本協定に取り込んでいくのか、併せて茂木外務大臣に伺います。

次に、ミャンマー問題について伺います。ミャンマーにおいては、国軍によるクーデターが発生し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を始めとする方々が拘束され、多数の市民が死亡するなど、とても本協定を批准できるような状況ではないと思われま。このミャンマー情勢について、改めて政府としてどのような取組を講じていくつもりなのでしょうか。日米首脳共同声明では、民間人に対する暴力の即時停止、民主制な政治体制の回復をミャンマー国軍に対し日米で連携しながら強く求めていくとされていますが、拘束されている邦人のジャーナリストの開放も含め、その具体策について茂木大臣の答弁を求めます。

本協定の経済効果について伺います。政府は本協定の経済効果について、協定がない場合と比較した場合、実質GDPが約2.7%（約15兆円）、労働供給が約0.8%（約57万人）増加するとしています。これはTPPや日EU・EPAと比較するとかかなりの規模で経済効果が現れるとの結果になっています。しかし、これはあくまで最終的な試算であり、例えば中国、韓国との関税撤廃のスケジュールは11年、16年、21年等、長期に渡るものも多くあります。国民が本協定の効果を実感できるのはいつのことなのでしょうか。

また、政府は本協定について農産品の重要五品目の関税削減・撤廃からの除外等を引き合いに「攻めるべきものは攻めて守るべきものは守る、こうした交渉結果を達成できた」と述べていますが、工業製品等と農産品全体を通して見た時に、日本の一次産業が厳しい競争に直面する事実は想定されないのでしょうか。

政府はTPPの時から経済効果分析を実施しており、その効果の宣伝に努めていますが、これらについて茂木外務大臣の見解を伺います。

本協定の拡充について伺います。本協定は物品貿易だけでなく、様々なルール分野における合意がなされていますが、国有企業、環境、労働についてのルールは規定されていません。本協定は発効5年後に一般的な見直しを行うこととしており、茂木外務大臣は「後発途上国の状況を見ながら、今後、見直す場合にはどういう規定にしていくか、更にレベルを上げていくことも視野に入ってくる」と述べています。中国等これらの分野への取組が不透明な国々が参加する中、国有企業、環境、労働についてのルール形成を行う方針なのか、茂木外務大臣に伺います。

次に、他の経済連携協定について質問します。本協定の署名国のうち中国、韓国、がTPPへの参加を検討すると表明し、フィリピンも加入に向けた調査を開始し、さらにはタイ、インドネシアが加入への関心を示したと報道されています。この点、茂木外務大臣は「様々な国、地域による関心表明がなされていることは、TPP

P11 が評価されていることで歓迎したい。その上で、関心表明を行っている国、地域がこの協定の掲げる高いレベルを満たす用意ができていないかどうかについてはしっかり見極めていきたい」と答弁しています。日本も多大な譲歩をして合意が成立した市場アクセス・ルール面でのTPPのレベルを下げることはあってはならないと考えますが、日本政府としてこの点はきちんと確認していくのか、茂木外務大臣に伺います。

日米貿易協定についても伺います。3月18日から4月16日までの米国産牛肉に対するセーフガードが発動され、関税がそれまでの25.8%から38.5%まで引上げられました。4月17日からは協定に基づき、発動前より低い25%の関税とすることが協定上定められています。日米貿易協定の交換公文には、セーフガード措置がとられた場合、発動水準を一層高いものにするために協議を開始し、90日以内に協議を終了させる観点から、セーフガード措置が取られた後10日以内に協議を開始するとあります。これはトランプ前大統領への過度な付度であり、日本の農林水産業に大きな被害をもたらすリスクがあるものと私たち野党は繰り返し主張してきました。3月25日には日米間で牛肉セーフガードに関する協議が行われましたが、この協議の具体的な内容については全く公表されていないと言っても過言ではありません。今後も協議を重ねると思いますが、米国がセーフガードの発動水準を一層高くする要求をしてきた場合どのように対応するのか、野上農林水産大臣の答弁を求めます。

さらに、日米貿易協定における自動車・自動車部品に対する追加関税及び数量規制の発動回避の首脳・閣僚間の約束について伺います。

茂木外務大臣は参議院外交防衛委員会において、日米共同声明の「協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」との抽象的な文言と、その解釈に関し、トランプ大統領が「それで結構だ」と述べたことという、まるで居酒屋談義レベルの口約束のみをもって「追加関税を課されることはない」と強弁しました。加えて、自動車・同部品に対する数量規制等の回避も、閣僚会談で確認したとの口約束だけを根拠としました。それらを証明する唯一の資料、すなわち首脳会談・閣僚会談の議事録の再三の公表の求めにも一切応じず、国会への説明責任を放棄し、現在までこの状態は続いています。日本経済に大打撃を与える措置の将来的な発動回避を文書で明確に約束できなかったことは、日本外交の大きな失敗であります。

バイデン政権は今のところ、自動車・自動車部品に対する追加関税について明言はしていませんが、国内経済の立て直しを図るバイデン政権が、今後追加関税を課す可能性は否定できません。今後政府として、バイデン政権に追加関税を課さないことを明確に確認する必要があると考えますが、なぜ、先般首脳会談でそうした確認を行わなかったのかを含め、茂木外務大臣の答弁を求めます。

最後に、今後の日本のメガFTA政策について伺います。2010年のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議から取組が本格化したアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）はRCEPもTPPも含む巨大経済圏構想であり、政府は今後、FTAAPを含めた質の高い、包括的かつより広い地域をカバーする自由貿易圏の実現に向けて必要な取組を行う方針を示していますが、具体的にどのような取組を行うのでしょうか。既存のメガFTA、EPAの活用・拡充方針と今後のメガFTA政策の方向性、及びそれが米中の新時代にどのような改善の影響を及ぼしうるかの認識にあるのか茂木外務大臣にお伺いし、私の代表質問といたします。

以上